







## (海洋汚染等防止証書)

第十九条の三十七 國土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第三項若しくは第三項若しくは第十条の二、第二項、第七条の二第二項又は第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の二十六第二項に規定する技術上の基準(第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この章において「技術基準」という。)に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に關し國土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

6 國土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に關し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。  
(中間検査)

第十九条の三十八 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において國土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について國土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

## (臨時検査)

第十九条の三十九 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該等防止証書」という。の有効期間は、五年(平成省令で定めるものについては、國土交通大臣が別に定める期間)とする。ただし、その有効期間が満了する時において、國土交通省令で定める事由がある船舶については、國土交通大臣は、三月を限りその有効期間を延長することができる。

3 前項の海洋汚染等防止証書は、外國においては、日本の領事官が行う。  
4 行政不服審査法に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に關して必要な事項は、政令で定める。

5 第二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日に満了したものとみな

認めるまでの間、当該海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該海

洋汚染防止緊急措置手引書等に係る海洋汚染等防止証書の効力を停止するものとする。  
(臨時海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について國土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

により、第十九条の三十七第一項の國土交通省令で定める区分に従い、国際海洋汚染等防止証書を交付するものとする。  
2 國土交通大臣は、前項の国際海洋汚染等防止証書(以下「国際海洋汚染等防止証書」といいう。)の交付に當たつては、当該検査対象船舶に係る海洋汚染等防止証書若しくは臨時海洋汚染等防止証書又は船舶検査証書をいう。)若しくは臨時航行許可証(同条第二項の臨時航行許可証をいう。)の記載その他の事項を審査して、行うものとする。

3 国際海洋汚染等防止証書の有効期間は、海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日(臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けた船舶にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

4 第十九条の三十七第二項ただし書、第五項及び第六項並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。  
(検査対象船舶の航行)

第十九条の四十四 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

2 検査対象船舶は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に從事させてはならない。

3 検査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。

4 第一項及び前項の規定は、法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(海洋汚染等防止証書)  
第十九条の四十二 國土交通大臣は、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九又は前条第一項の検査(以下「法定検査」という。)に関する事項を記録するため、最初の定期検査に合格した検査対象船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止検査手帳を交付しなければならない。

第十九条の四十三 國土交通大臣は、國際航海に從事する検査対象船舶の船舶所有者の申請

(国際海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十五 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等

防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならぬ。

(船級協会の検査)

**第十九条の四十六** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋污染防治設備等、海洋污染防治緊急措置手引書等及び大気污染防治検査対象設備についての検査を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者（次項及び第五十一条の三第一項第六号において「船舶汚染防止設備等、海級協会」という。）が海洋汚染防止設備等、海級協会による登録を受けた年又は行

（技術基準適合命令等）  
第十九条の四十八 国土交通大臣は、当該船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の返納、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び当該大気汚染防止検査対象設備について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなす。

第十九条の十五第三項の規定は、第一項の

登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同条第三項中「別表第一」の「一」とあるのは、「別表第二」と読み替えるものとする。

第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を不服た日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこの取消しの訴えを提起することができる。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

れを争うことができる

(技術基準適合命令等)  
れを争うことができる。

用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項とあるのは「前項」と、「前条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

3 全二関シ」とあるのは、「船舶ノ海洋汚染防止設備又ハ大気汚染防止検査対象設備ノ製造、改造若シクハ修理又ハ整備ニ関シ」と読み替えるものとする。

船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

(外国船舶に関する特例)

第十九条の五十 第十九条の三十六から第十九条の四十八までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港又は港のみを航行する外国船舶については、この

(外国船舶の監督)  
限りでない。

項目において「監督対象外国船舶」という。)に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋汚染防止設備等又は大気汚染防止検査対象



原動機証書(以下「国際大気汚染防止原動機証書」という。)の交付を受けた原動機を設置しなければならない。

2 船舶所有者は、第十九条の四第一項ただし書(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する場合において、国土交通大臣の行う放出量確認を受けることなく原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶に設置された原動機について国土交通大臣の行う放出量確認に相当する確認を受け、かつ、原動機取扱手引書について国土交通大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、原動機を基準適合原動機設置対象船舶に設置した後、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行った場合について準用する。

4 基準適合原動機設置対象船舶に設置する原動機は、国土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書(以下「承認原動機取扱手引書」という。)に従い、かつ、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

#### (国際大気汚染防止原動機証書等の備置き)

第十九条の八 船舶所有者は、基準適合原動機設置対象船舶に原動機を設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書(交付を受けている場合に限る。)及び承認原動機取扱手引書を備える場合に限る。)及び承認原動機取扱手引書を備える場合には、この限りでない。

一 基準適合原動機設置対象船舶の安全を確保する場合には、この限りでない。

保し、又は人命を救助するために必要な場合

他やむを得ない原因により窒素酸化物が放出された場合において、引き続く窒素酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

#### (小型船舶検査機構の放出量確認等)

第十九条の十 国土交通大臣は、小型船舶検査機構(以下「機構」という。)に、総トン数が二十トン未満の基準適合原動機設置対象船舶に設置される原動機に係る放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する放出量確認に相当する確認を含む。第十九条の十五第一項及び第二項において同じ。)、原動機取扱手引書の承認及び国際大気汚染防止原動機証書の交付に関する事務(以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務」という。)を行わせることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせることとは、機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により機構に小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせるときは、自ら小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないものとする。

4 機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう場合における第十九条の四から第十九条の七まで、第十九条の十五第二項及び第十

機放出量確認等事務に関する規程(以下「小型船舶用原動機放出量確認等事務規程」といふ。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機放出量確認等事務規程が小型船舶用原動機放出量確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 小型船舶用原動機放出量確認等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(小型船舶用原動機放出量確認等業務員)

第十九条の十二 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するかどうかの判定に關係する業務及び放出量確認を受けた原動機製作者等が作成した原動機取扱手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機放出量確認等業務員に行わせなければならない。

2 小型船舶用原動機放出量確認等業務員は、放出量確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 國土交通大臣は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは小型船舶用原動機放出量確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき

は、機構に対し、当該小型船舶用原動機放出量確認等業務員の解任を命ずることができるものとする。

2 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

3 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

(小型船舶用原動機の放出量確認設備)

第十九条の十三 機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行なう事務所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、放出量確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

(国土交通大臣による小型船舶用原動機放出量確認等事務の実施等)

第十九条の十四 國土交通大臣は、第十九条の十第三項の規定にかかわらず、機構が天災その他的事由により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 國土交通大臣は、前項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら行つている小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 國土交通大臣が第一項の規定により小型船舶用原動機放出量確認等事務の全部又は一部を自ら行う場合における小型船舶用原動機放出量確認等事務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

4 國土交通大臣は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは小型船舶用原動機放出量確認等事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき

は、機構に対し、当該小型船舶用原動機放出量確認等業務員の解任を命ずることができるものとする。

2 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

2 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

2 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

2 前項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

(船級協会の放出量確認等)

第十九条の十五 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行なう者の申請により、その者を基準適合原動機設置対象船舶に設置される

原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認及び國際大氣汚染防止原動機証書の交付に関する事務を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項において「船級協会」という。)が原動機からの窒素酸化物の放出量が第十九条の三の放出基準に適合するものであることについて確認をし、原動機取扱手引書の承認を行い、及び国際大氣污染防治原動機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る確認、承認された原動機取扱手引書及び交付された書面は、それぞれ國土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大氣污染防治原動機証書とみなす。

3 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定による。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止」に関する法律別表第一の二)と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上灾害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

(外国船舶に設置される原動機に関する特例)  
第十九条の十六 第十九条の三から前条まで(第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く。)の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶に設置される原動機については、この限りでない。

## 2 外國船舶に設置される原動機(前項ただし書に規定するものを除く。)に係る第十九条の七第四項及び第十九条の九の規定の適用について

七第四項及び第十九条の九の規定の適用については、第十九条の七第四項中「國土交通大臣の承認を受けた原動機取扱手引書(以下「承認原動機取扱手引書」という。)に従い、かつ、国土交通省令」とあるのは、「國土交通省令」とする。(第二議定書締約国の政府が発行する原動機条約証書等)

## 第十九条の十七 基準適合原動機設置対象船舶

である日本船舶に千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)の締約国である外国(以下「第二議定書締約国」という。)において製造した原動機を設置しようとする者は、当該第二議定書締約国の政府から原動機取扱手引書に相当する図書の記載内容が第二議定書に照らし適正なものであることについての確認及び原動機条約証書(第二議定書締約国)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止」に関する法律別表第一の二)と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上灾害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

(第二議定書締約国に於ける原動機の設置)  
第十九条の三から前条まで(第十九条の七第四項及び第十九条の九を除く。)の規定は、外国船舶に設置される原動機については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶に設置される原動機については、この限りでない。

舶(第十九条の十六第一項ただし書に規定する外國船舶を除く。)に設置される原動機であつて本邦内において製造されるものについて国際大氣污染防治原動機証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合において、当該原動機について放出量確認に相当する確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該原動機を設置しようとする者に対し、国際大氣污染防治原動機証書に相当する証書を交付するものとする。

(國土交通省令への委任)  
第十九条の十九 放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び前条に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。)及び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に関し必要な事項並びに国際大氣污染防治原動機証書の様式、国際大氣污染防治原動機証書の交付、再交付及び書換えその他の国際大氣污染防治原動機証書に関し必要な事項は、國土交通省令で定められたる。

(審査請求)

第十九条の二十 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為をいう。以下同じ。)の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

## 2 前項の規定により確認を受けた図書及び交付を受けた原動機条約証書は、それぞれ第十

九条の五の規定により國土交通大臣が承認をした原動機取扱手引書及び第十九条の六の規定により國土交通大臣が交付した国際大氣污染防治原動機に対する証書の交付)

第十九条の十八 國土交通大臣は、第二議定書締約国に於ける原動機の設置

り政令で定める基準に適合しない燃料油を使用した場合において、引き続く当該燃料油の使用による硫黄酸化物の放出を防止するための可能な一切の措置をとつたとき。

2 前項本文の規定は、政令で定める海域において硫黄分の濃度その他の品質が政令で定めた基準に適合する燃料油を使用する場合において、國土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物放出低減装置(船舶から硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置をいう。)を設置し、かつ、使用するとき、その他國土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。

(燃料油供給證明書等)

第十九条の二十二 國土交通省令で定める船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十七条の十一第二項の規定により交付された書面(外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして國土交通省令で定める要件に適合する書面。以下「燃料油供給證明書」という。)及び提出された試料(外國において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして國土交通省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。)を、当該燃料油を搭載した日から國土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならない。

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

## 2 前項に定めるもののほか、燃料油供給證明書及び試料に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

(揮發性物質放出規制港湾の指定)  
第十九条の二十三 國土交通大臣は、揮發性有機化合物(油、有害液体物質等その他の貨物から揮發することにより発生する有機化合物をいう。以下同じ。)を放出する貨物の積込みの状況その他の事情から判断して揮發性







る

準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行なうべき者に準用する。この場合において、第十七条の五第一項中「消費者」とあるのは、「使

用者」と読み替えるものとする。  
重油生産業者　重油輸入業者又は重油以外  
の石油製品を輸入する事業を行う者(以下「重  
油生産業者等」という)は、重油販売業者(当  
該重油生産業者等の販売した重油を前条第二  
項の経済産業省令で定める船舶等の燃料とし  
て販売する場合に限る)から該重油中の硫  
黄の濃度その他経済産業省令で定める事項を  
記載した書面の交付を求められたときは、經  
済産業省令で定めるところにより、当該書面  
を交付しなければならない。

第二十五条中「一に」を「いざれかに」に改め、同条第一号中「又は第十七条の九第一項」を「第十七条の九第一項又は第十七条の十一第一項」に改め、同条第二号中「又は第十七条の十二第一項」を「第十七条の十第一項若しくは第十二条第一項」に改め、「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十第二項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十第二項若しくは第十七条の十二第二項」に、「又は第十七条の十第三項」を「第十七条の十第三項若しくは第十七条の十二第三項」に、「又は消費した」を「消費又は使用した」に改める。

第二十六条中「又は第十七条の九第二項」を「若しくは第十七条の九第二項に、「第十七条の十五第三項」を「第十七条の十七第三項」に改め、

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
第三条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条から第九条までを削る。  
附則第十条の見出しを「ふん尿等の排出に係る経過措置」に改め 同条中「生ずる日」を「生じた日(平成十五年九月二十七日。以下この条

法」を「第十九条の四十四第一項及び第二項〔新海洋汚染等防止法〕に、「海洋汚染防止証書を〔海洋汚染等防止証書〕に改め、同条第二項中「新海洋汚染等防止法」を「新海洋汚染等防止法」に、「第十七条の二」を「第十九条の三十六」に、「附則第一条第八号」に規定する条約附属書IVが効力を生ずる日」を「附則第二条に規定する発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、同条を附則第三条とする。

6 前条第三項の規定は、前項の規定による書面の交付に準用する。この場合において、同条第三項中「重油の使用者」とあるのは、「重油販売業者」と読み替えるものとする。

第二十七条第一号中「又は第十七条の十第一項」を「第十七条の十二第二項若しくは第十七条の十二第二項」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、

及び次条において単に「発効日」という。」に、「船舶又は海洋施設を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第四条とする。

第三項」を「第十七条の十第三項又は第十七条の十二第三項」に、「又は灯油」を「灯油又は重油」に改め、同条第三項中「及び灯油輸入業者」

第二十七条第一号「又は第十七条の十一第一項を「第十七条の十二第二項若しくは第十七条の十二第二項」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第十七条の十一第二項前段の規定に違反して書面を交付せず、若しくは試料を提出せず、又は同項前段に規定する事項を記載

及び次条において単に「発効日」という。」に、「船舶又は海洋施設を「船舶に、同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」とい

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第四条とする。

附則第十四条中「附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十一条を附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第五条とする。

(施行期日)  
附 則

「重油販売業者」を、「灯油生産業者」の下に  
項中「又は灯油」を、「灯油又は重油」に改め、同条第五  
十二条第一項中「灯油販売業者」の下に

第二十七条第二号中「又は第十七条の十第一項」を「、第十七条の十二第二項若しくは第十七条の十二第三項」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第十七条の十一第一項前段の規定に違反して書面を交付せず、若しくは試料を提出せず、又は同項前段に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十七条の十一第二項後段の規定に違反して書面の写しを保存しなかつた者

五 第十七条の十二第五項の規定に違反して

及び次条において単に「発効日」という。」に、「船舶又は海洋施設を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等」の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」といいう。)に、「附則第一条第七号に定める日から<sup>新</sup>約附属書IVが効力を生ずる日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、「又は同法第十八条第二項」を削り、同条を附則第二条とする。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第  
四条とする。

附則第十四条中「附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条を  
「附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第  
五条とする。

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する一千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する一千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。ただ

書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした者

及び次条において単に「発効日」という。」に、「船舶又は海洋施設を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等」の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)に、「附則第一条第七号に定める日から条約附屬書IVが効力を生ずる日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、「又は同法第十八条第二項」を削り、同条を附則第二条とする。

附則第十一條の見出しを「ふん尿等排出設備に係る経過措置」に改め、同条第一項中「条約附屬書IVが効力を生ずる日」及び「同日」を「発

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十四条中「附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条」を「附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第五条とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、一千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する一千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する一千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七条の十二第三項に改め、同条第二項中「灯油販売業者」の下に「重油販売業者」を、「灯油生産業者」の下に「重油生産業者」を、「灯油輸入業者」の下に「重油輸入業者」を加え、「灯油その他」を「灯油、重油その他」に改める。

第二十七条第一号中「又は第十七条の十第一項」を「第十七条の十二第二項若しくは第十七条の十二第二項」に改め、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 第十七条の十一第二項前段の規定に違反して書面を交付せず、若しくは試料を提出せず、又は同項前段に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十七条の十一第二項後段の規定に違反して書面の写しを保存しなかつた者

五 第十七条の十二第五項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第二十九条第一号中「第十七条の十八」を「第十七条の二十二」に改め、同条第三号中「第十七条の二十六の二第一項」を「第十七条の十九第一項」に改める。

別表中「第十七条の十一、第十七条の十三」を「第十七条の十三、第十七条の十五」に改め、同表に次のように加える。

及び次条において単に「発効日」という。」に、「船舶又は海洋施設を「船舶」に、「同日」を「発効日」に改め、「又は海洋施設の設置者」を削り、「第四条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という。)」に、「附則第一条第七号に定める日から条例附屬書IVが効力を生ずる日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改め、「又は同法第十八条第二項」を削り、同条を附則第二条とする。

附則第十一条の見出しを「ふん尿等排出防止設備に係る経過措置」に改め、同条第一項中「条約附属書IVが効力を生ずる日」及び「同日」を「発効日」に、「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に、「第五条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下この条において「新法」という。)」を「新海洋汚染等防止法」に、「第十七条の七第一項(新法)」を「第十九条の四十一第一項(新海洋汚染等防止法)」に、「第十七条の十第一項及び第二項(新

四条とする。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十四条中「附則第二条から第五条まで、第七条、第八条、第十条及び第十二条を附則第二条及び第三条」に改め、同条を附則第五条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十六の改正規定 公布の日

二 次条から附則第六条まで、附則第十二条、第十四条、第十六条及び第十九条の規定 施行日前の政令で定める日

三 第三条中海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定

五 重油生産業者、重油輸入業者又は第十七条の十二第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る重油の分析

次に掲げる機器のうちいず  
イ 燃焼管式空気機法試験器  
ロ 放射線式励起法分析計  
ハ ボンベ式質量法試験器

改正規定(船舶又は海洋施設を船舶に改める部分及び「十年」を「五年以上十年以内において政令で定める期間」に改める部分並びに「又は海洋施設の設置者を削る部分及び「又は同法第十八条第二項」を削る部分に限る。)及び同法附則第十一条の改正規定(十年を「五年以上十年以内において政令で定める期間に改める部分に限る。」)公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

## 第二条 国土交通大臣は、施行日前においても、

第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新海洋汚染等防止法」という)第十九条の第四第一項の原動機

について当該原動機からの窒素酸化物の放出量が新海洋汚染等防止法第十九条の三の放出基準に相当する基準(以下「相当放出基準」という。)

に適合するものであることについて新海洋汚染等防止法第十九条の四第一項の確認に相当する

確認(以下「相当確認」という。)をし、かつ、新海洋汚染等防止法第十九条の五の原動機取扱手引書に相当する図書(以下「相当手引書」とい

う。)の承認を行うことができる。

2 國土交通大臣は、相当確認をし、かつ、相当手引書を承認したときは、当該原動機に係る相当確認を受けた者に対し、新海洋汚染等防止法第十九条の六の国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書(以下「相当原動機証書」という。)を交付しなければならない。

3 國土交通大臣が相当確認をし、相当手引書の承認を行い、及び相当原動機証書を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された相当原動機証書は、施行日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ國土交通大臣が行つた放出量確認(承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止

4 原動機証書とみなす。

5 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容そ

の他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を國に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当確認及び相当手引

書の承認を受けようとする者

二 相當原動機証書の再交付又は書換えを受けようとする者

5 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしまなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認及び承認又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、國土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることがで

きる。

6 偽りその他不正の行為により國土交通大臣から相当原動機証書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同

項の罰金刑を科する。

8 小型船舶用原動機相当確認等業務員は、相当

確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び経験に関する國土交通省令で定める要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

9 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、國土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

10 國土交通大臣は、前項の規定により機構に小

型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるとき

は、機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 國土交通大臣は、第一項の規定により機構に

行わないものとする。

4 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機相当確認等事務に関する規程(以下「小型船舶用原動機相当確認等事務規程」という。)を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

5 國土交通大臣は、前項の認可をした小型船舶用原動機相当確認等事務規程が小型船舶用原動機相当確認等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その小型船舶用原動機相当確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

6 小型船舶用原動機相当確認等事務規程で定めるべき事項は、國土交通省令で定める。

7 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行いう場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が相当放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び相当手引書の承認に関する業務については、小型船舶用原動機相当確認等業務員に行わせなければならない。

8 小型船舶用原動機相当確認等業務員は、相当

確認又はこれに準ずる業務に関する知識及び絏

験に関する國土交通省令で定める要件を備える

者のうちから、選任しなければならない。

9 機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員を選任したときは、その日から十五日以内に、國土交通大臣にその旨を届け出なければならぬ。

10 國土交通大臣が第十四項の規定により小型船

型船舶用原動機相当確認等事務を行わせるとき

は、機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

11 前項の規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶用原動機相当確認等業務員又は新海洋汚染等防止法第九条の十二第一項の小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

12 機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行いう事務所ごとに、國土交通省令で定めるところにより、相当確認設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

13 機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を行いう場合における前条第五項から第七項までを除く。)の規定の適用については、同条第一項から第四項までの規定中「國土交通大臣」とあるのは「小型船舶検査機構」と、同条第四項中「國に納付」とあるのは「小型船舶検査機構に納付」とし、この場合における同項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

14 國土交通大臣は、第三項の規定にかかる

ず、機構が天災その他の事由により小型船舶用原動機相当確認等事務の全部又は一部を実施する

ことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該小型船舶用原動機相当確

認等事務の全部又は一部を自ら行うものとす

る。

15 國土交通大臣は、前項の規定により小型船

舶用原動機相当確認等事務の全部若しくは一部を

自ら行うこととし、又は同項の規定により自ら

行つている小型船舶用原動機相当確認等事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。



施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第三十八条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により新海洋汚染等防止法第十九条の二十五の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる新海洋汚染等防止法第三条第六号の二のオゾン層破壊物質であつても、これをみだりに放出してはならない。

3 前項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十一条 新海洋汚染等防止法第十九条の二十六第二項本文の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に船舶に設置された設備であつて専ら同項の船舶発生油等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

一 次号に掲げる船舶以外の船舶 平成十二年一月一日

二 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域(排他の經濟水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項に規定する排他の經濟水域をいう。)のみを航行する船舶 第二議定書が効力を生ずる日

第十二条 施行日前に建造され又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、施行日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。)が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項本文、第十九条の四十一第一項(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)並びに第十九条の四十第一項及び第二項(大気汚染防止検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

2 現存船についての新海洋汚染等防止法第十九

条の三十六(大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査(国土交通省令で定めるものに限る。)が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日以後初めて」とする。

第十三条 国土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備(新海洋汚染等防止法第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。)について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第一条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

3 船舶安全法第九条第三項及び第四項、第十二条第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、第一項の検査又は同項若しくは前項の検定について準用する。

4 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十六までを除く。)及び第三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登録登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

5 第一条の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若しくは第四項の規定により交付された合格證明書若しくは付された証印は、施行日において、新海洋汚染等防止法の相当する規定により受けた型式承認又は交付された合格證明書若しくは付された証印とみなす。

6 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 偽りその他不正の行為により第三項において

において「登録検定機関」という。)は、施行日前においても、前項の検定を行うことができない。

8 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関(外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

9 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各項の罰金刑を科する。

11 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者(外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

12 登録検定機関は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受けたものとみなす。

13 第十三条 この法律の施行の際現に交付され、又は備え付け若しくは保存している焼却設備検査証、焼却記録簿、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際海洋汚染防止証書は、施行日において、それぞれ新海洋汚染等防止法第十九条の二十七第二項の要焼却確認書類焼却設備検査証、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項又は第三項





第二条第十一号中「船舶所有者又は」を「タンカーオー所有者又はこの法律で定めるタンカーオー油濁損害賠償保障契約に係るに改める。

「第二章 油濁損害賠償責任及び責任の制限」を

「第二章 タンカーオー油濁損害賠償責任及び責任の制限」に改める。

第三条の見出しを「(タンカーオー油濁損害賠償責任)」に改め、同項第一項中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に、「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に、「(に)」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改め、同条第二項中「船舶に」を「タンカーオーに」に、「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に、「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「(に)」を「いずれかに」に改め、同項第三項中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に、「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「(に)」を「いずれかに」に改め、同条第四項ただし書中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に改め、同項第一号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に改め、同項第二号及び第三号中「船舶の」を「タンカーオーのタンカーオー」に改め、同項第四号中「船舶」を「タンカーオー」に改め、同項第五号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に、「又は船舶」を「又はタンカーオー」に改め、同項第六号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に改め、同条第五項中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改める。

同条中「前条の船舶」を「前条のタンカーオー」に改め、「表したもの」の下に「(以下「総トン数」という。)」を加える。  
第八条中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「当該船舶」を「当該タンカーオー」に改める。  
第九条中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改める。

同条第二項中「船舶」を「タンカーオー」に、「入港し」に、「港を出港し」を「港から出港をし」に改める。  
第二十一条中「船舶」を「タンカーオー」に改める。  
第二十二条中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に改める。

同条第二項中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改める。  
第三十六条の見出し及び同条第一項中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改める。  
第三十七条第一項中「次条」を「第三十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十九条と、第二十九条第一項中「国際基金

第三十九条の見出しを「(タンカーオー油濁損害賠償責任)」に改め、同項第一項中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に改め、「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改め、同項第三号中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改め、同条第二項中「船舶に」を「タンカーオーに」に、「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に、「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「(に)」を「いずれかに」に改め、同項第三項中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に、「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に、「(に)」を「いずれかに」に改め、同条第四項ただし書中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に改め、同項第一号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に改め、同項第二号及び第三号中「船舶の」を「タンカーオーのタンカーオー」に改め、同項第四号中「船舶」を「タンカーオー」に改め、同項第五号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に、「又は船舶」を「又はタンカーオー」に改め、同項第六号中「船舶の船舶所有者」を「タンカーオーのタンカーオー所有者」に改め、同条第五項中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改める。

同条中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に改め、「(以下「総トン数」という。)」を加える。  
第十一条の見出しを「(タンカーオー油濁損害賠償請求事件の管轄)」に改め、同条中「船舶所有者」を「タンカーオー所有者」に改める。

同条第一項中「油濁損害」を「タンカーオー油濁損害」に改め、「(以下「この章において単に)」を加え、同条第二項中「船舶」を「タンカーオー」に、「入港し」を「入港をし」に、「港を出港し」を「港から出港をし」に改める。

第三章 油濁損害賠償保障契約

第三章



第三十九条の五 保障契約は、次に掲げる損害のいずれをもてん補する保険契約又はその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する契約とする。

一 一般船舶の一般船舶所有者等が当該一般船舶に積載されたいた燃料油による一般船舶油濁損害の賠償の責めに任する場合において、

その賠償の義務の履行により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

二 一般船舶が座礁、沈没その他の事由により我が国の領域内に放置された場合であつて、

当該一般船舶の一般船舶所有者等が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他法令の規定により当該一般船舶の撤去その他の措置を履行する責めに任するときにおいて、当該措置に要する費用の支払により当該一般船舶所有者等に生ずる損害

三 保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者が船主相互保険組合、保険会社その他の政令で定める者であるものでなければならぬ。

保障契約は、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第一号に掲げる損害（同項各号に掲げる損害以外の一般船舶所有者等に生ずる損害を含むことができる。）をてん補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任制限法第三条第一項の規定に基づき当該一般船舶所有者等がその責任を制限することができる場合における責任の限度額（以下この条において「責任限度額」という。）に満たないものであつてはならず、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の第一項第二号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている額が、当該契約に係る一般船舶ごとに、責任限度額に相当する額に満たないものであつてはならない。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、その航行に際し燃料油を用いることを要しない一般船舶に係る保障契約は、第一項第二号に掲げる損害をてん補する保険契約は、第一項の規定による費用の支払を担保する契約とし、かつ、当該契約において一般船舶所有者等の同号に掲げる損害をてん補するための保険金額又は当該一般船舶の撤去その他の措置に要する費用の支払が担保されている

国土交通省令で定める保障契約の締結を証する書面をもつて前二項に規定する保障契約証明書に相当する書面に代えることができる。（適用除外）

第三十九条の八 この章の規定は、外国が所有する一般船舶については、適用しない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それそれ当該各号に定められた日から施行する。

一 目次の改正規定中第五章に係る部分、第二条第二号の次に一号を加える改正規定、同条第十号の次に一号を加える改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定、第三十七条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、正規規定及び附則第三条の規定 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書（同条第二項において「追加基金議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日

二 附則第四条及び第十二条の規定 平成十六年十二月一日  
（経過措置）  
第二条 この法律による改正後の船舶油濁損害賠償法（次条を除き、以下「新法」という。）第六章の規定は、一般船舶油濁損害の原因となつた最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁損害については、適用しない。

第三十九条の七 日本国籍を有する一般船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

第三十九条の八 この法律による改正後の船舶油濁損害賠償法（次条を除き、以下「新法」という。）第六章の規定は、一般船舶油濁損害の原因となつた最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁損害については、適用しない。

第三十九条の九 本邦内に在する船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、本邦内の港に入港をし、本邦内

の港から出港をし、又は本邦内の係留施設を使用してはならない。

第三十九条の十 本邦内に在する船舶は、前条において準用する第十七条第四項の保障契約証明書に相当する書面が備え置かれているものでなければ、本邦内に在する船舶は、本邦内に在する港に入港するときは、当該保障契約の契約書の写しその他

い。  
3 新法第三十九条の四第二項及び第三十九条の七第二項の規定は、この法律の施行の際現に本邦内の港又は係留施設にある前項に規定する一般船舶以外の一般船舶については、施行日以後初めて本邦内の港から出港（新法第三十九条の四第二項に規定する特定海域からの出港を含む）をするときまでは、適用しない。

第三条 タンカー油濁損害の原因となつた最初の事実が附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に生じた場合における当該タンカー油濁損害については、なお從前の例による。

3 一般船舶保障証明書の様式並びに交付及び再

交付その他一般船舶保障証明書に関する必要な事項は、国土交通省令で定める。

4 一般船舶保障証明書の交付又は再交付を申請

しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

5 偽りその他不正の手段により一般船舶保障証明書の交付又は再交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用

については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措

置は、政令で定める。

(地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「油濁損害賠償

保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改め

る。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

号)第十四条の十三第一項第四号

二 国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七

号)第十九条第一項第四号

三 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六

年法律第四十号)別表第一十七の項

(一部改正)

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の

ように改正する。)

第四十一条第五項中「油濁損害賠償保障法」を

「船舶油濁損害賠償保障法」、「油濁損害の」を

「タンカー油濁損害の」に改める。

第四十二条の二十七第二項第一号中「油濁損  
害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に  
改める。

(調整規定)

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法

律等の一部を改正する法律(平成十六年法律

第 号)の施行の日が施行日前となる場合

における前条の規定の適用については、同条見

出しを含む)中「海洋汚染及び海上災害の防止

に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海

上災害の防止に関する法律」とする。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の

(一部改正)

第十条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法

律(昭和五十一年法律第九十四号)の一部を次によ

うに改正する。

第十条中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁

損害賠償保障法」に改める。

第四十八条第二項中「油濁損害賠償保障法」を

「船舶油濁損害賠償保障法」に、「油濁損害に」を

「タンカー油濁損害に」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第

百号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十八号中「油濁損害賠償保障契約

及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び一

般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに」に改め

る。



平成十六年四月八日

【参議院】

平成十六年四月十三日印刷

平成十六年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

K